

足寄町農業委員会
第4回総会会議録

自 令和 7 年 6 月 2 5 日

至 令和7年6月25日

足寄町農業委員会

令和7年6月25日 第4回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時50分

1 出席委員

2番 兼古 照夫	3番 上妻 良一	5番 餌取 靖徳
6番 人見 華代	7番 遠國 和宏	8番 大平 哲信
10番 (欠番)	11番 宮口 孝治	12番 松田 博幸

2 欠席委員

1番 伊藤 力	4番 佐藤 伸哉	9番 葛西 香織
---------	----------	----------

3 議事に参与するもの

総務担当主査	留田 篤史
総務主査	餌取 秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動 (相続)について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約 について
日程第 5	議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 6	議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の 規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要 請について
日程第 7	議案第4号 土地の現況証明書下付について
日程第 8	議案第5号 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第 9	議案第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況そ の他事務の実施状況の公表について

第4回農業委員会総会

令和7年6月25日

開会 午後 時 分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第4回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番伊藤力委員、4番佐藤伸哉委員、9番葛西香織委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、5番餌取靖徳委員、6番人見華代委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より

通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年4月8日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、

土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年4月23日で、土地の引渡期日も令和7年4月23日です。

なお、解約された農地は、令和7年度第3回農業委員会総会、議案第2号1番で審議・決定済みです。

本案件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目75番3、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、34,664㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有農地の処分を行い、譲受人におきましては、農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は8,666,000円となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

6 番人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、6月11日、私と伊藤委員、兼古委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、担当主査の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま担当主査並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。

こちらは、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾123番5ほか51筆、計52筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、194,219.70㎡のうち、191,180.70㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営

移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定(継続)するものです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

2番を説明します。

こちらは、農地売買等事業による即売りタイプについてです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町平和224番1ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、原野、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、87,553㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、6,600,000円、10アール当たり75,300円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等をおこなうものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番、4番につきましては、遠國和宏委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後1時40分 休憩

遠國委員退室

午後1時41分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

3番、4番を説明します。

担当主査。

○担当主査 3番を説明します。

こちらは、農地売買等事業による即売りタイプについてです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町共栄町163番2、ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、現況は畑です。

面積につきましては、23,233㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、868,000円、10アール当たり37,300円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等をおこなうものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

4番を説明します。

本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後1時42分 休憩

遠國委員入室

午後1時43分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

5番から6番を説明します。

担当主査。

○担当主査 5番と6番を説明します。

本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

7番につきましては、宮口孝治委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後1時43分 休憩

宮口委員退室

午後1時44分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

7番を説明します。

担当主査。

○担当主査 7番を説明します。

本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後1時44分 休憩

宮口委員入室

午後1時45分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議案第3号の1番から7番につきましては、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告をおこないます。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄91番2、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、6月11日、私と伊藤委員、兼古委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、担当主査の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま担当主査並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議

題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第5号、令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について(3経営第2584号農林水産省経営局長通達)第1条第3項(1)の②のイに基づき、点検・評価を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和7年5月23日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、ご意見はございませんか。

(全員「意見なし」の声)

○議長 なければ、総会で出された意見の欄は、「特になし」と記載し、6月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ報告し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

(議案第6号)

○議長 「議案第6号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

それでは、説明します。

担当主査。

○担当主査 ただいま議題となりました議案第6号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明申し上げます。

農業委員会による最適化活動の推進等について(3経営第2584号農林水産省経営局長通達)第1条第3項(2)に基づき、議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、令和7年5月23日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま担当主査の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、6月末日までに、足寄町、北海道、北海道農業会議へ報告し、足寄町農業委員会ホームページで公表することとします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第4回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後1時50分 閉会

議 長

松田博幸

農業委員

餅取清徳

農業委員

人見華代